

酒田市下水道事業建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）が発注する建設工事関連業務委託において、酒田市下水道事業低入札価格調査に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(酒田市建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領の準用)

第2条 下水道課が発注する建設工事関連業務委託において、要綱に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応については、酒田市建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領を準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する